

会議録

会議の名称	西東京市介護保険運営協議会・第10回会議
開催日時	平成24年2月9日（木曜日）午後2時30分から午後3時20分まで
開催場所	西東京市役所 防災センター6階 講座室2
出席者	委員：市川委員長、須加副委員長、饗場委員、新井委員、五十里委員、海老澤委員、小山委員、齊藤委員、高岡委員、高橋委員、中村委員、新野委員、橋岡委員、山西委員、吉岡委員 事務局：福祉部長、高齢者支援課長、介護保険担当課長以下5名
議題	(1) 第9回会議録の確認 (2) 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）
会議資料の名称	事前郵送資料： 西東京市介護保険運営協議会第9回会議録 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）（案） 当日配布資料： 資料1 介護保険事業計画（第5期）における修正等について
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会議内容	

1. 開会

2. 議題

(1) 第9回会議録の確認

○委員長：

会議録については、委員の承認を得たということで決定とする。

(2) 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）

○事務局：

（資料説明）

○委員：

78ページでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について、第5期事業計画では「各圏域1箇所程度」となっているものの、一番下には「市内全域をひとつの圏域として地域密着型サービスの基盤整備を進めます」とある。2つの記述が合わない気がする。

○事務局：

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、先進自治体の事例、事業者の参入意向等を踏まえながら、各圏域1箇所程度の整備を図っていきたいと考えている。また、一番下の「第5期事業計画においては、事業者の参入促進を図るため、上記の各圏域に捉われることなく、原則として市内全域をひとつの圏域として地域密着型サービスの基盤整備を進めます」という文言については、これまで小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームはセットで整備してきたこともあるので、事業所の意向も踏まえながら、圏域にこだわりすぎないで整備していくということである。

○委員：

今説明していただいたようなことを文章で記述する必要があると思う。

○事務局：

検討する。

○委員長：

参入意向がある事業者の希望もあるので、偏り過ぎてはいけませんが、厳密に圏域ごとにいくつということではないという意図だと思う。

○委員：

111ページに各所得段階の人数の記載があるが、各段階の対象者の説明は114ページに書いてある。順番を変えたほうがよいのではないか。「低所得者」という記述があるが、低所得者として想定しているのはどの段階なのか。

○事務局：

114ページでいうと、住民税非課税世帯である第1段階から特例第4段階までのことで

ある。保険料率が1.00より低い段階である。

○委員：

その段階について、第4期から第5期にかけて保険料額は下がったのか。

○委員長：

114ページの表の右に記述がある。

○委員：

総額としては増えている。保険料率は全体から見ると低くなっている。

○委員：

112ページの「第1号被保険者保険料の算定」では、予定保険料収納率が98.3パーセントとなっており、未収納分は収納している人で負担することになっている。未収納分を収納者で負担するということの法的根拠はあるのか。収納している第1号被保険者は未収納者に対して何の権利も持っていないのに、負担しなければいけないのだろうか。未収納は行政の責任であると思う。そのため、行政が負担することであれば筋が通る。法的根拠があれば納得するが、それがあつたとしても説明を記述すべきである。

○事務局：

未収納者に対する徴収は鋭意努力している。また、保険料をお支払いいただけない方には、給付制限というペナルティも課している。

○委員：

法的な根拠はあるのか。法的な根拠が無いのであれば改めるべきである。また、現在の未収納者へのペナルティは、1年6か月以上未収納の場合には、過去の未収納分を納めないと介護保険サービスを受けられなくなり、2年以上未収納の場合は、利用料が1割負担から3割負担になるというものである。未収納者に関して3割負担となるなら、その分支出が減ると思う。そのようなことは正確に見込まれているのか。

○委員長：

未収納分については、厚生労働省から出された規定、計算式があると思うので、確認してほしい。

○事務局：

確認する。

○委員：

あるのであれば、第1号被保険者に対して説明を記述すべきである。第1号被保険者には未収納分の説明もなしに6月に保険料額の通知があるだけである。

○委員長：

調べている間に次の質問に移りたい。

○委員：

63ページの「人材の育成・確保」ではきめ細やかに記述がありよいと思う。現場の人がしっかりと働けるようになることが介護保険制度を維持していくために必要である。

「2.介護従事者に対するワークライフバランスの推進の支援」の内容には「普及、啓発に取り組むと共に、環境整備を支援する」とある。「環境整備」とは何のことか。

○事務局：

ワークライフバランスについては、文言自体を知らない人も多いので、2月中に事業者向けにワークライフバランスに関する研修を実施する。

○委員：

啓発を環境整備と言っているのだと思う。環境整備としては介護報酬を上げることが最もよいのだが、市ではできないので、側面支援に力を入れていただきたい。事業者との連絡会も作ると書かれており、非常に重要だと思う。市の施策を事業者に浸透させることに力を入れてほしい。

○事務局：

2月22日に介護保険連絡協議会の全体会が開催されるので、第5期介護保険事業計画について説明したいと考えている。4月以降も様々な機会に事業者の説明していきたい。

○委員：

未収納者の徴収について、西東京市の努力を記述すべきである。未収納分をだまって収納者の負担にするのはひどいと言っている。

○委員：

どんな保険制度も未収納分はある。第1号被保険者に対する説明としては、未収納に対する努力を記述したほうがよいと思う。

○委員：

118ページでは介護保険運営協議会について、「介護保険事業計画の実施から進行政管理、評価、見直しの過程において」とある。見直しの際にしか開催されていないと思うが、進行政管理、評価を行うためには、毎年開催しないといけないのではないか。

○事務局：

次回については、平成25年度中に市長の諮問があり開催する予定である。

○委員：

平成24年度については、実施、進行政管理、評価に関して運営協議会を通さなくてよいと考えているわけか。

○委員長：

確かに毎年運営協議会を開催している自治体もある。しかし、条例で決まっているの

ではないか。

○委員：

行政には年に数回開催し、市民に説明する義務があると思う。先ほどの未収納分についても、そこで議論すれば知恵も出てくると思う。

○事務局：

介護保険運営協議会については条例で、その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項について検討することになっている。第5期事業計画は平成24年度から開始されるので、平成25年度の運営協議会では平成24年度の実績を検証し、ご議論いただく機会を設けたい。

○委員長：

先ほどの収納率については、介護保険法施行令第38条第2項に規定されているということである。

3. その他

○事務局：

今回で第5期の介護保険運営協議会は最後になる。本日、皆様からいただいたご意見、細かい修正については、今後は委員長、副委員長、事務局で内容を修正したいと考えているのでご了解いただきたい。修正終了後、委員長から市長に対して答申していただくので、答申については委員長に一任していただきたい。その後、3月議会で条例、保険料が決定する。議会の議決後、計画の冊子を委員の皆様にお送りする。

○委員長：

皆様から貴重なご意見をいただき感謝している。また、傍聴に来てくださった方にも心より感謝している。